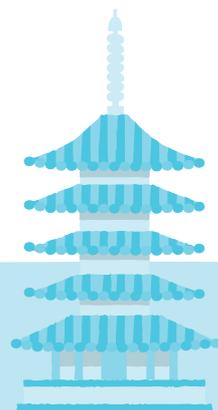


第4次 善通寺市 地域福祉計画

概 要 版

地域で支え合い、誰もがその人らしく
安心して暮らせるまちづくり

善通寺市



1 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や核家族化などによる家族機能の低下や地域社会のつながりの希薄化などを背景に、福祉ニーズが増大しています。さらに、“福祉”の概念自体の変化や、地方分権の推進により、市民の主体的な活動がより一層求められており、公的サービスだけでなく、地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における支援をしていくことが必要となっています。

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、令和2年3月に「第3次善通寺市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や市民・福祉事業者などの主体的な福祉への取組み支援などの施策を進めてきました。

このたび、令和6年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現にむけ、また、『地域共生社会の実現に向けた取組の推進』のために「第4次善通寺市地域福祉計画」を策定することとします。

計画の位置づけ

地域福祉計画は、保健福祉分野を統括する計画として、各種計画と連携し、統合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取組が地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。



計画の期間

計画期間は令和7年度を初年度とし、目標年次を令和11年度とする5か年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画期間	第3次計画期間									
					見直し期間	第4次計画期間				

2 地域を取り巻く主要課題

01

地域コミュニティの減退と孤立化

高齢化が急速に進み、高齢者だけの世帯が増加しています。特に、一人暮らしの高齢者や、配偶者を亡くした高齢者は、孤独感を感じやすく、健康問題や精神的な問題を抱えやすい傾向にあります。また、地域活動の中心となる人材の高齢化や、若年層の参加不足により、地域のイベントや集会が減少し、住民同士の交流が減っています。さらに、ライフスタイルの変化などにより、隣近所の関係が希薄化し、地域全体で支え合う仕組みが弱まっている状況です。今後は、更に少子高齢化が進行することなどによって、より深刻な状況が予想されます。

03

地域福祉に対する意識と知識

地域住民の皆さんには、地域福祉の概念や重要性が十分に理解されておらず、地域福祉に地域住民も主体的に関わる必要があるという意識にばらつきがあり、地域福祉サービスの存在自体を知らない、または利用方法が分からないために、必要なサービスを利用できていない住民の方もいます。ボランティア活動に関しては、時間や余裕が無いなど、様々な理由から、活動への参加を躊躇する人も少なくありません。

05

持続可能な地域福祉システムの構築

持続可能な地域福祉システムの構築に向けては、地域福祉を担う人材不足の解消、若年層の活動への参加やリーダーの育成、安定的な財源確保が必要です。さらに、社会の変化に対応するための地域福祉制度の柔軟な見直しが必要ですが、制度の見直しには時間がかかり、地域の実情に合った制度設計が難しい現状です。

02

多様化するニーズへの対応

地域住民一人ひとりの状況やニーズは、年齢、健康状態、経済状況、生活習慣などによって多様です。高齢者であれば、要介護状態や認知症の有無、一人暮らしか否かなど、様々なケースが考えられます。障がいのある方についても、障がいの特性や程度、生活環境によって、必要な支援は異なります。また、子育て世代は、子育てに関する悩みや経済的な不安を抱えやすく、生活困窮者は、食料、住居、医療など、様々な困難を抱えています。さらに、あらゆる場面で防災の意識も高まっています。このように、地域住民のニーズは多様化しているにもかかわらず、専門性の高い支援体制が十分に整備されておらず、必要な支援が行き届かなかったり、支援の必要な方がサービスにアクセスしにくかったりという課題も抱えています。

04

地域福祉に関する情報と連携

地域福祉に関する情報が、住民に適切に伝わっていないケースが見受けられます。これは、情報源が分散していたり、情報の内容が専門的で分かりにくかったりすることなどが要因として考えられます。さらに、行政、医療機関、福祉施設、地域住民など、地域福祉に関わる様々な主体間の連携が不足していることから、情報共有がスムーズに行われていないことや、地域に存在する様々な資源が十分に活用されていないことも課題として挙げられます。

3 計画の推進

第4次計画の基本理念

地域で支え合い、 誰もがその人らしく 安心して暮らせるまちづくり

計画の基本目標

I 小地域福祉活動や拠点の充実と支え合える仕組みづくり

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、身近な地域で支え合う仕組みを強化し、それぞれの地域の困りごとや心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考えていくことが大切です。地域の助け合いが役割分担を設けるなどの強制されることなく、気軽に助け合いができる環境づくりに努めます。

また、市民が中心となり、関係機関と連携を図りながら多様化する課題に向き合うことができる地域を目指し、地域ぐるみの支援体制の充実を図っていきます。

II 地域福祉ネットワークの構築と包括的な支援体制の整備

支援を必要とする人の困りごとを早期に発見し、必要なサービスに適切につなげるために、市民、民生委員・児童委員、ボランティアグループなどの連携による見守り活動と、専門機関、行政や社会福祉協議会等が協働し、課題解決に取り組んでいく仕組みづくりを行っていきます。

III 地域福祉を担う人材を育む環境づくり、仕組みづくり

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、市民意識の高揚に向けた福祉教育等に取り組んでいく必要があります。

今後も福祉分野と教育(学校教育、生涯学習)分野の連携の推進や、様々な支援の担い手の参加、協働、連携といった取組を進め、福祉意識の向上を目指していきます。

IV 自分らしく安心して暮らせる地域共生社会への基盤整備

生活や福祉課題の多様化、複雑化のために当事者の力や市民の支え合いだけでは解決できないケースや、個人情報の問題や社会的に孤立しているために困りごとを抱える世帯が表面化せず、その状況が深刻化していくケースが増加しています。市民の参画と協働が必要となるなかで、地域課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉える地域づくりを推進していく必要があります。また、生活上の困難を抱える市民への包括的な支援体制を整備し、全世代・全対象型地域包括支援体制の構築を目指していきます。

4 施策体系

基本理念

地域で支え合い、誰もがその人らしく
安心して暮らせるまちづくり

基本目標

施策の方針

I 小地域福祉活動や拠点の充実と
支え合える仕組みづくり

- 1 地域福祉活動による顔が見える関係づくり(★)
- 2 誰もが安心して暮らすことができる仕組みの強化
- 3 地域福祉の好循環を持続可能にする活動の促進
- 4 地域福祉の拠点整備とニーズに沿った取組の推進

II 地域福祉ネットワークの構築と
包括的な支援体制の整備

- 1 住民、専門職、当事者を含めた関係機関や様々な圏域でのネットワークの充実
- 2 複雑化・複合化した課題を抱える家庭へのアプローチと環境整備(★)
- 3 地域福祉コーディネート機能の充実と相談窓口の明確化
- 4 官民協働による異業種多職種のネットワーク化とパートナーシップの構築
- 5 分野横断的な地域福祉窓口の設置推進

III 地域福祉を担う人材を育む
環境づくり、仕組みづくり

- 1 福祉教育やふれあい体験学習などの充実
- 2 地域福祉の担い手・リーダーの育成、確保(★)
- 3 様々な年代が活動できる環境づくり
- 4 次代を担う若者の声が反映される仕組みづくり

IV 自分らしく安心して暮らせる
地域共生社会への基盤整備

- 1 福祉サービスの情報の強化による予防支援の充実
- 2 包括的な支援体制の基盤強化と連携促進(★)
(重層的支援体制整備事業の推進)
- 3 生活困窮者への自立支援の充実
- 4 再犯防止に向けた体制整備(善通寺市再犯防止推進計画)
- 5 高齢者や障がい者、子どもを守る権利擁護の推進
- 6 防災活動の推進による地域福祉の強化(★)
- 7 安心の暮らしを支える公共交通の充実

※★印は、本計画の重点施策となっています。

自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることのない
地域づくりを目指して

- 1 ネットワークの構築
- 2 自殺予防に関係のある事業や活動
- 3 ゲートキーパーの普及・啓発
- 4 相談支援体制の充実

5 施策の展開

I 小地域福祉活動や拠点の充実と支え合える仕組みづくり

1

地域福祉活動による顔が見える関係づくり

- 地域活動の活性化、交流の促進
- 地域情報発信の強化

2

誰もが安心して暮らすことができる仕組みの強化

- 地域で見守り・助け合う関係づくり
- 多様な人々への支援の充実
- デジタル技術の活用

3

地域福祉の好循環を持続可能にする活動の促進

- 自治会、老人クラブ、地区社会福祉協議会等との連携
- 民生委員・児童委員との連携強化
- 福祉人材の循環促進

4

地域福祉の拠点整備とニーズに沿った取組の推進

- 公民館機能の強化
- 隣保館機能の充実
- 空き家・空き教室の活用
- ICTの活用による拠点機能の強化
- こども家庭センター機能の充実
- 障がい者支援の充実

II 地域福祉ネットワークの構築と包括的な支援体制の整備

1

住民、専門職、当事者を含めた関係機関や
様々な圏域でのネットワークの充実

- 地域個別ケア会議の開催
- 地域の特性や課題の把握
- 周辺自治体との連携強化
- 大学・研究機関との連携

2

複雑化・複合化した課題を抱える家庭への
アプローチと環境整備

- 情報共有システムの導入検討
- 多職種連携研修の実施
- 地域包括支援センター等との連携強化
- 民間企業等との連携

3

地域福祉コーディネート機能の充実と
相談窓口の明確化

- コミュニティソーシャルワーカーの配置拡大
- 関係機関との連携調整と専門性の強化
- 相談窓口の明確化
- 地域資源のデータベース化

4

官民協働による異業種多職種のネットワーク化と
パートナーシップの構築

- 官民連携協議会の設置
- 多様な主体との連携・協働
- 地域住民の参画促進
- パートナーシップの構築

5

分野横断的な地域福祉窓口の設置推進

- 住民の利便性向上
- 課題解決の迅速化
- 地域包括ケアシステムの推進
- 地域福祉の質の向上
- 地域住民への周知



III 地域福祉を担う人材を育む環境づくり、仕組みづくり

1

福祉教育やふれあい体験学習などの充実

- 学校教育との連携
- 市民向け講座の開催
- 多様な主体との連携と交流機会の提供
- 参加者ニーズに応じたプログラムの設計

2

地域福祉の担い手・リーダーの育成、確保

- 担い手・リーダーの育成
- 担い手を育成する団体との連携強化
- 多様なボランティア活動の促進

3

様々な年代が活動できる環境づくり

- 多世代交流の促進と若者世代の参加促進
- ボランティアセンターの機能強化
- 多様な世代を対象とした研修の実施
- 地域施設の開放

4

次代を担う若者の声が反映される仕組みづくり

- 若者のボランティア活動やインターンシップの受け入れ促進
- 若者向けワークショップ等の実施
- 若者の交流促進

IV 自分らしく安心して暮らせる地域共生社会への基盤整備

(重層的支援体制の整備・推進)

1

福祉サービス情報の強化による予防支援の充実

- 多様な情報提供手段の活用
- 関係機関との連携
- 多様な市民に対する情報提供対応

2

包括的な支援体制の基盤強化と連携促進
(重層的支援体制整備事業の推進)

- 相談支援体制の整備
- 社会参加支援の充実
- アウトリーチ支援の充実
- 地域全体での総合的な支援体制の確立

3

生活困窮者への自立支援の充実

- 就労支援の充実
- 住居支援の充実
- 子育てに関する相談支援
- 健康支援

4

再犯防止に向けた体制整備
(善通寺市再犯防止推進計画)

- 早期発見・早期介入
- 地域社会や関係機関との連携
- 再犯防止専門人材の育成と再犯防止活動の推進
- 地域住民への啓発

5

高齢者や障がい者、子どもを守る権利擁護の推進

- 権利擁護に関する総合的な相談窓口の設置
- 専門人材の育成と関係機関との連携強化
- 地域住民への啓発
- 成年後見人の養成と普及啓発
- 成年後見人への支援
- 加害者への対応
- 障がい者の自立支援の充実
- 権利擁護支援センター(仮称)の設置
- 子どもの権利擁護の推進
- 虐待防止のための研修の実施

6

防災活動の推進による地域福祉の強化

- 多様な情報発信と情報共有
- 防災教育の充実
- 防災訓練の充実
- 避難行動要支援者への支援の充実
- 関係機関との連携会議の開催
- 自主防災組織の支援
- 生活再建支援と心のケア

7

安心の暮らしを支える公共交通の充実

- 持続的な公共交通の実現
- チョイソコぜんつうじの継続運行
- 交通弱者への支援の充実
- 市町間の連携促進と拠点性等の強化
- 情報提供の充実と利用促進
- 新技術の導入促進と地域資源の活用検討
- 民間との連携検討



6 自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指して

基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進します。
- 2 関連施設との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます。
- 3 対応の段階に応じて、レベルごとの対策を効果的に連動させます。
- 4 実践と啓発を両輪として推進します。
- 5 国、県、市、関係団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進します。
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮します。

自殺に対する基本認識

自殺は、その多くが
追い込まれた末の死である。

年間の自殺者数は
減少傾向にあるが、
非常事態は未だ続いている。

地域レベルの実践的な
取り組みを、PDCA サイクルを
通じて推進する。

本市の主な取組

1

ネットワークの構築

- 支援者や関係者相互間の支援の調整
- 自殺者や自殺未遂者の実態把握
- 自殺未遂者や遺された家族等への支援方法の検討
- 医療・保健・福祉の各専門機関との連携強化
- 民生委員等、各種団体との連携推進

2

自殺予防に関係のある事業や活動

- 命を守るための広報活動
- 心身の健康づくりの普及啓発
- 交流の機会を提供
- 経済的負担の軽減
- 相談・情報共有の場の提供や、調査の実施
- 相談・広報等を通じた健全化
- 自殺リスクの早期発見
- 仲間づくり等の機会の提供
- 教育啓発活動の促進
- 市民の自殺予防に関する知識の向上

3

ゲートキーパーの普及・啓発

- ゲートキーパーの役割周知
- 窓口職員等の研修内容の充実

4

相談支援体制の充実

- 関係機関が連携した相談支援の体制づくり
- うつや心の不調のある市民の継続的な支援の相談
- 市役所庁内各課の相談窓口の充実

7 計画の推進

地域福祉を推進していくためには、市や市社会福祉協議会だけでなく、その地域に住んでいる人、自治会をはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、学校、企業などすべての人や団体が活動の担い手となります。

市民の誰もが、住み慣れた地域で自立して、生きがいに満ちた生活が送れるよう、それぞれの立場の意見を取り入れながら地域福祉の課題解決に向けた活動を積極的に行えるように、市や市社会福祉協議会は市民自らによる地域福祉活動の育成や支援を進めていきます。